

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第41号）（都市計画局建築指導部建築審査課）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務等に係る手数料を定める等の必要があるため、次のとおり改正することとしました。

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、建築物の非住宅部分の規模が一定規模以上である建築物の新築、増築又は改築において、建築物エネルギー消費性能基準への適合及び適合性判定が義務付けられることに伴い、適合性判定に関する事務に係る手数料等を定めるとともに、これに併せて、建築物エネルギー消費性能向上計画認定に関する事務に係る手数料を改めることとしました。
- 2 1に合わせて、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関する事務に係る手数料を改めることとしました。

この条例は、平成29年4月1日より施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第41号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第8条中「という。）」の右に「及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（同表において「規則」という。）」を加える。

第9条中「という。）」の右に「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（同表において「規則」という。）」を加える。

別表第1備考に次のように加える。

10 (3)の項及び(5)の項にかかわらず、それぞれの項の申請又は通知に基づき行う検査が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この備考において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の規定が適用される特定建築物に対する検査である場合の手数料は、それぞれの項に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれの項に掲げる額に、それぞれ次に掲げる額を加算した額とする。

- (1) 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この備考において同じ。）の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円
- (2) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 136,000円
- (3) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 164,000円
- (4) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 192,000円
- (5) 非住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 248,000円

別表第8備考以外の部分中「計画」を「低炭素計画」に、「又は法」を「法」に、「計画の」を「低炭素計画の」に改め、「除く。）」の右に「又は規則第46条の2の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の求めに応じて行う審査」を加

え、「同じ」を「この表において同じ」に改め、同表備考2及び3中「計画」を「低炭素計画」に改め、同備考4を次のように改める。

4 次に掲げる審査に係る床面積の合計は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積について算定する。

(1) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素計画の変更の認定の申請に対する審査又は規則第46条の2の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の求めに応じて行う審査（変更後の低炭素計画について2に定めるAの欄以外が適用され、かつ、その変更の前後において2に定めるAからCまでの欄の適用に変更が生じる場合を除く。）変更後の建築物の部分（当該変更が住宅部分又は非住宅部分のいずれかのみに係るものである場合にあっては、そのいずれかの部分）の床面積（増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの）に2分の1を乗じて得た面積

(2) (1)以外の変更の申請に対する審査 変更後の建築物の部分（当該変更が住宅部分又は非住宅部分のいずれかのみに係るものである場合にあっては、そのいずれかの部分）の床面積

別表第9を次のように改める。

別表第9（第9条関係）

種 別	区 分	手 数 料 （ 1 件 に つ き ）		
		A	B	C
(1)	法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において「確保計画」という。)の提出又は通知を受けて	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	144,000 円	363,000 円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	233,000	518,000

	行う建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この表において「適合性判定」という。)に係る審査、法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確認計画の提出又は通知を受けて行う適合性判定に係る審査又は規則第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の求めに応じて行う審査	非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積		304,000	638,000
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積		366,000	754,000
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積		429,000	861,000
			50,000平方メートル以上の面積		556,000	1,073,000
(2)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において「向上計画」という。)の認定、法第31条第1項の規定に基づく向上計画の変更の認定の申請に	住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	一戸建ての住宅	200平方メートル未満の面積	5,000 ^円	34,000
				200平方メートル以上の面積	5,000	38,000
		共同	300平方メートル未満の面積	9,000	68,000	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	20,000	114,000	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	44,000	193,000	

<p>対する審査（これらの認定の申請に併せて、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出があつたものを除く。）又は規則第29条の規定に基づく軽微な変更を該当していることを証する書面の交付の求めに応じて行う審査</p>	住宅等	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	79,000		277,000	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積	118,000		537,000	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	180,000		953,000	
		50,000平方メートル以上の面積	274,000		1,756,000	
	非住宅部分	300平方メートル未満の面積	9,000	86,000	224,000	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	144,000	363,000	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	79,000	233,000	518,000	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	125,000	304,000	638,000	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積	158,000	366,000	754,000	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	198,000	429,000	861,000	
		50,000平方メートル以上の面積	277,000	556,000	1,073,000	
	(3) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合している旨の認定の申請	一戸建ての住宅	200平方メートル未満の面積	5,000	17,000	34,000
			200平方メートル以上の面積	5,000	18,000	38,000
		300平方メートル未満の面積	9,000	32,000	68,000	

に対する審査	住宅部分	共同住宅等	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	20,000	56,000	114,000
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	44,000	102,000	193,000
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	79,000	154,000	277,000
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積	118,000	273,000	537,000
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	180,000	465,000	953,000
			50,000平方メートル以上の面積	274,000	820,000	1,756,000
	非住宅部分		300平方メートル未満の面積	9,000	86,000	224,000
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満の面積	26,000	144,000	363,000
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の面積	79,000	233,000	518,000
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の面積	125,000	304,000	638,000
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の面積	158,000	366,000	754,000
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の面積	198,000	429,000	861,000
			50,000平方メートル以上の面積	277,000	556,000	1,073,000

備考1 区分の欄に掲げる面積は、同欄に掲げる部分の床面積の合計とする。

2 Aの欄及びBの欄は、それぞれ次に掲げる建築物の部分について、Cの欄は、その他の建築物の部分について、それぞれ適用する。

- (1) Aの欄 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合することについて確認することができる書類として市長が定めるものが提出される建築物の部分
 - ア (2)の項 法第30条第1項各号に掲げる基準
 - イ (3)の項 建築物エネルギー消費性能基準
- (2) Bの欄 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合する建築物の部分 ((1)に掲げるものを除く。)
 - ア (1)の項 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (以下「基準省令」という。) 第1条第1項第1号ロに掲げる基準
 - イ (2)の項 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準
 - ウ (3)の項 住宅部分にあつては基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる基準, 非住宅部分にあつては同項第1号ロに掲げる基準
- 3 (2)の項又は(3)の項の審査に係る建築物の部分が複数の用途の区分にわたる場合における手数料は、当該区分ごとにこの表に掲げる額の合計額とする。
- 4 (1)の項の変更に対する審査に係る床面積の合計は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積について算定する。
 - (1) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の提出又は通知を受けて行う適合性判定に係る審査又は規則第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の求めに応じて行う審査 (変更前の確保計画の適合性判定が所管行政庁以外の者により行われた場合又はその変更の前後において2に定めるB及びCの欄の適用に変更が生じる場合を除く。) 変更後の建築物の非住宅部分の床面積 (非住宅部分の床面積で増加する部分がある場合は、当該非住宅部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する非住宅部分以外の非住宅部分の床面積を加えたもの) に2分の1を乗じて得た面積
 - (2) (1)以外の変更に対する審査 変更後の建築物の非住宅部分の床面積
- 5 (2)の項の変更に対する審査に係る床面積の合計は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積について算定する。
 - (1) 法第31条第1項の規定に基づく向上計画の変更の認定に対する審査又は規則第29条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交

付の求めに応じて行う審査(変更後の向上計画について2に定めるAの欄以外が適用され、かつ、その変更の前後において2に定めるAからCまでの欄の適用に変更が生じる場合を除く。) 変更後の建築物の部分(当該変更が住宅部分又は非住宅部分のいずれかのみに係るものである場合にあっては、そのいずれかの部分)の床面積(増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの)に2分の1を乗じて得た面積

(2) (1)以外の変更に対する審査 変更後の建築物の部分(当該変更が住宅部分又は非住宅部分のいずれかのみに係るものである場合にあっては、そのいずれかの部分)の床面積

6 (2)の項の審査において、法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出があった場合の手数料は、建築物の部分の用途の区分に応じこの表に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。

(1) 当該申出が建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に係る確認の申請であるとしたならば、別表第1の規定により納入すべき同表(1)の項に掲げる額。この場合において、当該申出が法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づくものであるときは、同表(1)の項に掲げる床面積の合計は、計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定する。

(2) 当該申出に係る審査において建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事が特定構造計算基準等適合審査を行うときは、当該申出が同法第6条第1項の規定に基づく建築物に係る確認の申請であり、かつ、当該申請において特定構造計算基準等適合審査を行うとしたならば、別表第1備考4の規定により同表(1)の項に掲げる額に加算すべき額

(3) 計画にエレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれているときは、エレベーター又はエスカレーター1基につき9,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築審査課)